

国指定史跡

比企城館跡群 菅谷館跡 松山城跡 杉山城跡 小倉城跡

史跡杉山城跡保存活用計画

【概要版】

(案)



2026

嵐山町教育委員会

1 計画の目的

平成 20(2008)年の国史跡指定から 10 年以上が経過し、史跡の公有化の進展に伴い、史跡の確実な保存と町の歴史・文化環境にふさわしい整備や活用に向けた方針と事業計画を定める必要がある。このことから、史跡を適切に保存・活用して次世代へと確実に伝達していくことを目的として本計画を策定する。



図 1. 比企城館跡群の分布と杉山城跡の位置

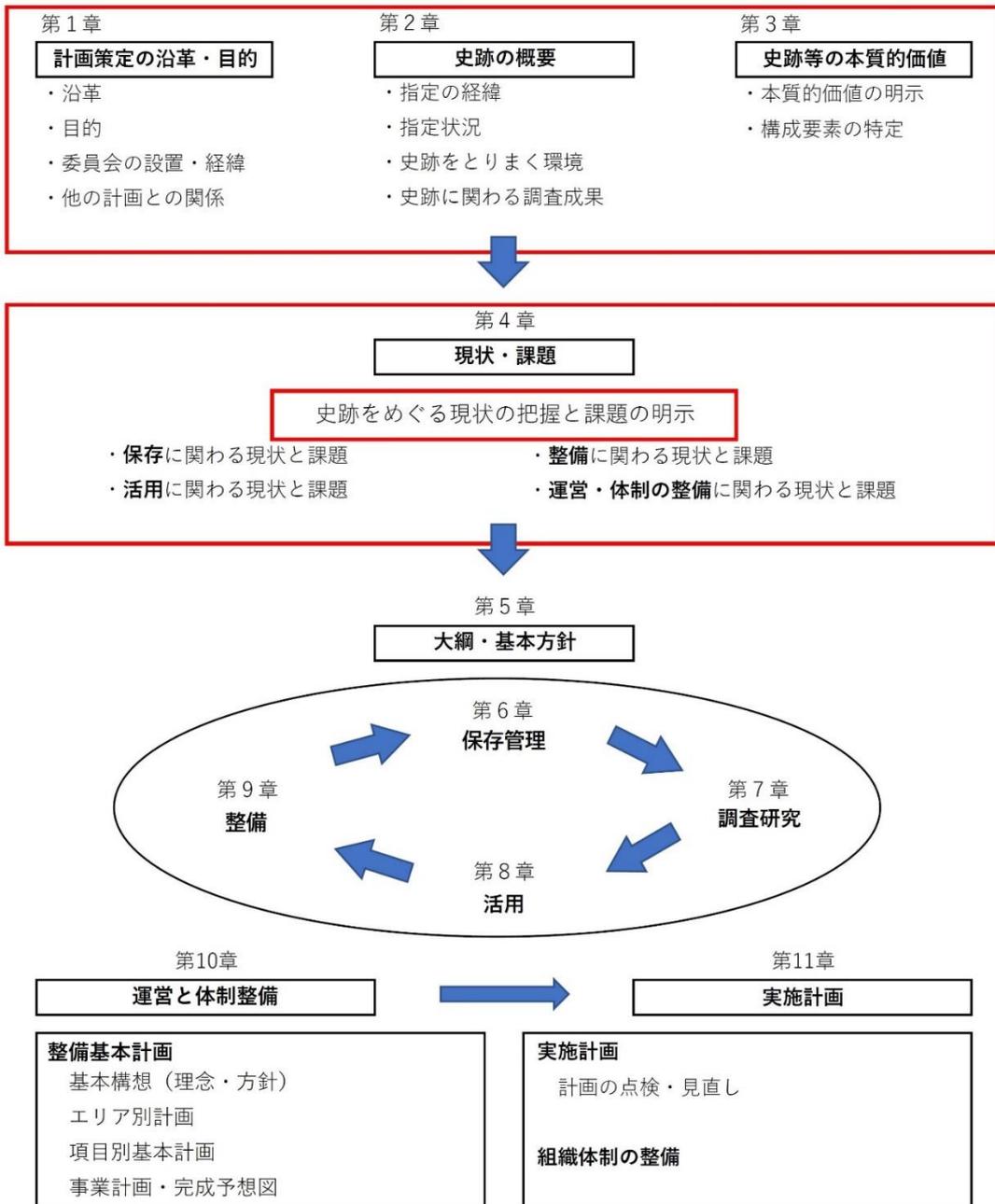


図 2. 保存活用計画の構成

2 計画対象範囲と期間

1) 対象範囲

国指定史跡 比企城館跡群 杉山城跡の指定範囲とし、周辺地域の関連する文化財や景観と一体的に保存活用を図っていくため、周辺の文化財についても言及する。

2) 計画期間

令和 8 年度（2026 年度）から
令和 17 年度（2035 年度）末の 10 年間

3 計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第 129 条の 2 に基づく国指定史跡の保存活用計画である。

町の最上位計画である「第 6 次嵐山町総合振興計画」、「嵐山町教育振興基本計画」及び関連計画である「嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略」において、国指定史跡杉山城跡の保存・活用が位置付けられている。

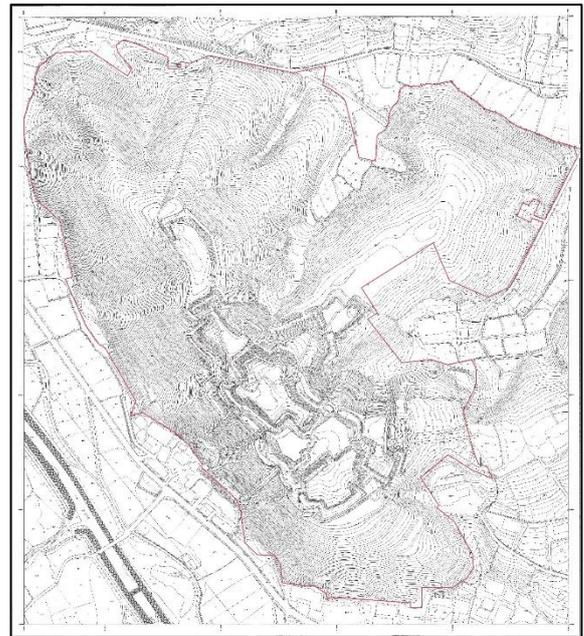


図 3. 計画の対象とする範囲

4 検討・協議の経過

国指定史跡杉山城跡の保存、整備、活用及び管理について検討するため、平成 29(2017)年度、学識経験者、地域の代表者等から成る「杉山城跡史跡整備検討委員会」を設置、検討会議を開催し、各委員から専門的な意見や助言を受けて保存活用計画を策定した。

◆ 委員会の構成

	氏 名	所 属	備 考
委員長	浅野 晴樹	元埼玉県立嵐山史跡の博物館学芸員	考古学
副委員長	齋藤 慎一	江戸東京たてもの園学芸員	文献史学
委 員	奥平 文雄	嵐山町文化財保護審議会会長	所在地有識者
委 員	諏訪間 順	小田原城天守閣館長	小田原城博物館
委 員	竹井 英文	東北学院大学文学部教授	文献史学
委 員	野中 仁	埼玉県立嵐山史跡の博物館長	比企城館跡群 4 城関係

◆ オブザーバー

文化庁
埼玉県教育局 文化財・博物館課

◆ 嵐山町行政関係職員

担当課	役 割
副町長	行政・嵐山町
地域支援課	行政・防災、自治会
まちづくり整備課	行政・都市計画
企業支援課	行政・商工観光
農政課	行政・林地、農地
教育委員会 教育総務課	教育・学校

◆ 事務局 嵐山町教育委員会 生涯学習課

5 史跡「比企城館跡群 杉山城跡」の概要

昭和 21(1946)年 3 月に埼玉県指定史跡に指定。当時は太平洋戦争終結後間もない時期である。史跡の指定にあたっては、地元住民の方をはじめとする関係者の並々ならぬ努力があったことがうかがえる。杉山城址の地権者でもあり、永年保存にご尽力された初雁鳴彦氏の意味を継承して、昭和 28(1953)年 4 月には「杉山城址保存会」が結成、地元住民が除草作業をボランティア活動として実施し、保存活用に対する思いが強まった。

平成 3(1991)年にこうした地元の動きを受けて、「埼玉県指定史跡 杉山城跡 保存管理計画策定委員会」が設置され、県文化財保護課の指導の下、保存管理について検討協議が行われた。

平成 17(2005)年 3 月には発掘調査成果をもとにシンポジウム「埼玉の戦国時代 検証 比企の城」が開催され、杉山城跡が学術的分野において貴重な史跡として再認識され、平成 20(2008)年 3 月 28 日に国指定史跡菅谷館跡に比企城館跡群として追加指定する形で国の指定を受けた。

【所在地】埼玉県比企郡嵐山町大字杉山字中窪、上城ヶ谷戸、雁城、城山

【指定面積】454,644.64 m²(うち、杉山城跡の総面積 136,202.78 m²)

【指定基準】特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号)史跡の部二(城跡)による。

【指定説明文】追加指定及び名称変更通知：19 庁財第 392 号

比企城館跡群は、戦国時代、関東覇権をめぐる山内、扇谷両上杉氏や小田原北条氏が繰り広げた抗争の中、武蔵比企地域を中心に造られた中世城館の遺跡群である。

比企地域一帯は、西は外秩父山地、中央部に比企丘陵、東松山台地があり、東部は市野川等の形成した沖積地が広がる。古代には東山道武蔵路が東方を通り、中世前半には西側を鎌倉街道上道、その後は古河越街道が通る交通の要衝であった。十五世紀以降の武蔵国では、鎌倉公方と関東管領山内上杉氏が対立し、永享の乱や結城合戦により山内上杉氏が力を強めた。両上杉氏と古河公方との長期戦となる享徳の乱を経て、両上杉氏の対立とそれに古河公方が絡む形で長享年中の大乱が始まった。山内上杉氏は鉢形城を、扇谷上杉氏は河越城を本城として対峙し、比企地域一帯は両上杉氏の抗争の前線となり、多くの城が造られた。その後、小田原北条氏が武蔵に進出、天文六年(一五三七)に河越城が落城、天文十五年の河越夜戦において扇谷上杉氏は滅亡、谷上杉氏は上野国に敗走して小田原北条氏による北武蔵支配が確立した。

(中略)

杉山城跡は、嵐山町の比企丘陵の西縁を流れる市野川を挟み、西側に鎌倉街道を見下ろす独立丘陵上に所在し、東西約四七〇メートル、南北約四九〇メートルの規模を測る。城の縄張りは、本郭を中心として北、南、東に延びる尾根沿いにそれぞれ二の郭、三の郭を設け、東南に外郭、大手虎口を構え、西側斜面には堅堀を設ける。連続する折れ、巧みな横矢掛かり、比企型虎口(出入り口に至るまでに、直角に折れて直角進行方向に対し迂回して進むよう路がつけられ、側面攻撃を意図した虎口)等、技巧的な築城技術を有することから、小田原北条氏段階の典型的な城跡と考えられていたが、平成十四～十八年度に嵐山町教育委員会が行った発掘調査では、十五世紀末から十六世紀初頭の年代観が得られた。本郭東側虎口で石列と石積を検出し、かわらけ、瀬戸美濃焼の天目茶碗、常滑焼甕、褐釉四耳壺破片等が出土した。なお、足利高基書状に見える「梶山之陣」は本城を指し、大永年間(一五二〇年代)の事柄と想定されている。

(中略)

このように、比企地域は、両上杉氏や小田原北条氏の抗争の舞台となり多数の城が造られ、関東を代表する中世城館の遺跡群が形成された。松山城跡、杉山城跡、小倉城跡は、城郭規模や築城技術等の特徴をもち、良好な状態で残存し、当時の政治・軍事の様相をよく示すことから、菅谷館跡に追加指定するとともに、名称を比企城館跡群（菅谷館跡・松山城跡・杉山城跡・小倉城跡）に変更し、保護の万全を期そうとするものである。

6 史跡の本質的価値

杉山城跡の本質的価値を考えると、以下の4つの視点に注目したい。

1. 今日的な視点でもあるが、中山間地の丘陵上に形成されたことで、開発による破壊をまぬがれ、非常に保存状態の良い城館であること。
 2. 発掘成果、文献史料などから年代が限定されること。
 3. 地理的な視点から、交通の要衝であること。
 4. 従来の城館研究に対して、大きな問題点を投げかけたことなど。
- これらの視点を踏まえ、以下に本質的価値を明示する。

1) 小規模ながら縄張構造が優れ保存状態の良い遺構

大規模な横堀によって区切られる複数の郭が標高約95m付近の本郭を中心にして三方向に配される多郭式の城館である。この縄張りには、様々な形態の虎口、馬出、しとみ土塁、横矢、横堀、竪堀等の構造が見られ、小規模ながら完成度の高い設計プランを持つことがわかる。これらの遺構は比較的保存状態も良く、城全体がほぼ完全なかたちで現在まで残されている点で貴重である。

2) 戦国期最盛期以前の城館

杉山城の出土遺物や近年に見出された史料『戦国遺文』（古河公方編, 606）から、杉山城の築城は、15世紀末から16世紀前半頃と推察される。

出土遺物は15世紀後半から16世紀第一四半期に限定される。また遺構については、縄張は巧妙であるものの、建物跡は少なく、簡素なもので造成も粗いこと等から、存続期間は短いと推察される。戦国城館が多数作られた永禄・天正期以前の築城であり、築城の時期や存続期間がわかることから研究上重要である。

3) 山内・扇谷両上杉氏の抗争によってつくられた城

杉山城跡の立地は、比企丘陵の西縁部にあたり、市野川に沿って南北に連なる尾根上に位置する。比企地方の中央を鎌倉街道上道が南北に縦断し、交差する方向に都幾川・市野川が流れる。城館分布はこれに沿っており、そのほぼ中央（東端を扇谷上杉氏の松山城、西端を山内上杉氏の鉢形城）に、本城が存在する。このことから、杉山城は、山内上杉氏と扇谷上杉氏による北武蔵での抗争の最前線に位置する城館であり、鎌倉街道上道の監視の役割を担っていたと思われる。なお、縄張り研究の構造的な研究としては、小田原北条氏の城であるとの説もある。

4) 新たな価値の評価の視点をもたらした城

発掘調査、文献調査の結果に基づき、杉山城が15世紀末から16世紀前半頃の築城と推察されたことについて、これは縄張り研究の視点に基づく従来の定説より約50年近く遡る時期である。このことは、新たな価値の評価の視点をもたらした点で重要である。

7 大綱・基本方針

1) 基本理念（望ましい将来像）

杉山城跡の価値は、狭い尾根を巧みに利用して戦国時代の城づくりの技法が凝縮され、完成度の高いプランがほぼ完全なかたちで現在まで残されている点にある。その貴重な姿を次の世代へと受け継いでいくためには、基礎資料となる調査・研究に基づいた整備、保存、活用を行う必要がある。歴史観については発掘調査の成果等に基づき 15 世紀末から 16 世紀前半の築城と考えられているが、縄張り研究の観点からは異論があり、結論は出ていない状況である。また城主についての資料もないことから、研究分野において多くの問題を残している城館である。

一方で、現状では比企丘陵の里山を象徴する雑木林と谷津田に囲まれた自然豊かな環境を有していることから、史跡の保存・活用においては自然環境の保全にも配慮した取り組みが求められている。保存活用にあたっては、杉山城跡の本質的価値を確実に保護し、関連する諸要素と組み合わせ、特色を活かした魅力の発信をしていくことが必要である。

【史跡 比企城館跡群 杉山城跡の目指す望ましい将来像】（大綱）

「町民が愛着と誇りを持てる杉山城跡」

地域住民により守られてきた、地域に根ざした史跡である杉山城跡の遺構と周囲の自然環境の恒久的な保存・管理を基軸に、調査研究の継続とその成果に基づく保存・活用を推進し、城の構造を学べる地域の財産として比企城館跡群の 4 城と連携した史跡の価値を高める活動をすすめ、訪れる多くの人々が杉山城跡の魅力を実体験できる整備活用を目指す。

2) 基本方針

【保存・管理】

保存・管理とは、公有地化事業、調査研究事業、そしてこの 2 つを基礎とする管理事業からなる。公有地化は 87.6% が完了し、残す部分については土地所有者の理解・同意が必要となるため今後も継続実施となる。公有地化された地点について、現状保存を原則として、発掘調査を含め不要不急の現状変更は行わない。また必要最小限として遺構等の内容確認、保存・管理手法の検討を目的とした調査研究事業による試掘・発掘調査を引き続き実施する。また文献史学、縄張り研究の調査・研究も引き続き情報収集を行う。

管理事業では、史跡の保存を最優先として、なおかつ来訪者に対して史跡の価値を示すことができるよう対応を進めていく。特に来訪者による踏圧等で遺構へのダメージが確認されている箇所については保存対策が喫緊の課題であることから、現在利用されている見学ルートの変更等早急に対応する必要がある。

【調査研究】

調査研究については、保存・管理の基本方針に基づき、杉山城跡の歴史的価値をより明らかにするため、公有地化された地点の遺構等の内容確認、保存管理手法の検討のために必要な試掘・発掘調査を実施する。また文献史学、縄張り研究の調査・研究も継続し、比企地域全体あるいは関東地方全体での研究成果も踏まえつつ、さらなる価値を見出していくことを目指す。

【活用】

活用においては、最新の調査・研究成果に基づく活用を基本として、杉山城跡の持つ価値を様々な手法を用いて情報発信し、なおかつ比企城館跡群等の関連史跡との連携についても重点を置いたものとする。

また単に城や史跡の愛好者等への情報発信にとどまらず、地元小中学校等の子供たちや地域ボランティアの皆さんに対して「地域を学び、郷土愛を育む場」としての活用を図り、地域全体の共有概念による保存を推進するものである。

【整備】

整備については、指定地の範囲が広大であることから、史跡の価値を明示する上で必要なエリア分けを行い、それぞれの利用形態を定め、うえで計画的な整備を実施する。

整備内容は、遺構の再現表示、案内・解説サインの設置、散策路・安全施設整備、駐車場やガイダンス及びトイレ等便益施設機能を含めたビジターセンターの整備等を想定し、北側エリアを中心に自然環境の保全に関する整備についても定める。

【運営体制】

運営体制は、これまでどおり文化庁ならびに埼玉県の指導のもと嵐山町教育委員会が主体となりながら、庁内各課や比企城館跡群を所管する他の自治体・博物館との連携を図り、活用に関しては町観光協会や町商工会、団体、個人とも協働による取り組みを進め、地域全体でのより効果的な管理運営が図れる体制構築を目指す。

8 保存管理の方向性

1) 継続的な調査研究と表出遺構の恒久的な保存

史跡の発掘調査については、平成14年度から平成18年度の5カ年間に第1次から第5次の調査を実施し、第1・2次と第3～5次の2度に分けて調査報告書が刊行されているが、馬出郭や外郭、北二・三、東二・三等の郭とその周辺等は調査が実施されておらず、引き続き調査の必要性があることは明らかである。しかし、現状保存を原則とすることから、調査は必要最低限とする。このことを念頭に、調査研究は史跡の本質的価値である遺構の保存管理における基礎であると位置づけ、引き続き未調査箇所における必要な調査を行い、価値を顕在化させ、適切な保存管理の方向性を検討し恒久的な保存に努める。また調査研究結果については、調査報告書として刊行し、既存の調査報告も含めインターネット上でもデータ公表を検討していく。

2) 円滑な指定地の管理

指定地の管理については、周囲に個人住宅や寺院、学校施設があることを踏まえ、関係者との連絡調整を図りながら、土地所有者や地元杉山地区の住民との合意形成を図りつつ、町役場の他の課局とも連携し、官民協働での史跡の保存管理に努める。その際、学校や地元住民等のボランティアによる積極的な管理活動を支援し、地元に着した管理体制を目指す。

区域の分類

- 【Ⅰ区】 杉山城跡を構成する遺構群が密に分布しているメインエリア。
- 【Ⅱ区】 雑木林を主体とした里山景観が残り、東側への史跡の広がりを感じられるエリア。
- 【Ⅲ区】 西側斜面に針葉樹林、北側に雑木林を擁し、鎌倉街道上道への眺望が出来るエリア。
- 【Ⅳ区】 町立玉ノ岡中学校を中心とする史跡へのアクセスとガイダンス機能を意識したエリア。
- 【Ⅴ区】 法人所有地であり、現状での維持管理を継続するエリア。

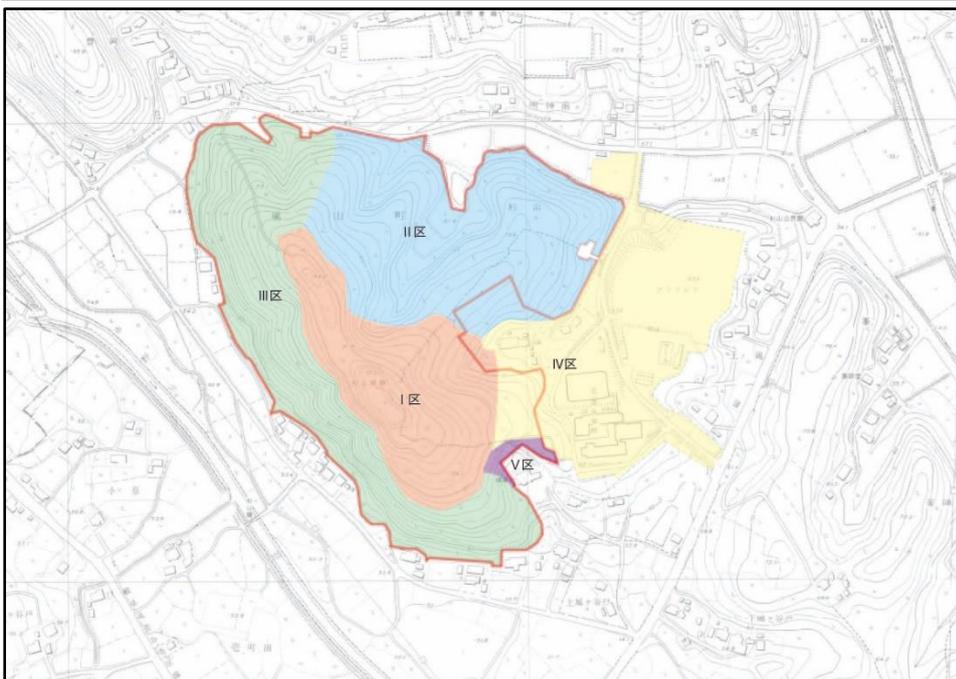


図4 ゾーニング

史跡指定地内とその周辺における区域と保存管理の方法

区分	保存管理の概要
I区	<p>遺構が良好に保存されており、現状保存を基本として整備・活用していく。狭い尾根と南、西の方角に対して眺望に優れる。</p> <p>①城としての本来のルートを整備することで、「杉山城」としての空間と時間を体験できる、城の構造を学べる場とする。</p> <p>②遺構の保存については、現状保存を基本とする。ただし、散策路等で破壊が起きている場所や今後破壊が懸念される場所については、必要に応じて保護措置を取る。</p> <p>③南から西の方角にかけての一带を四ツ山城跡や県道（鎌倉街道上道）への眺望を確保するとともに、県道方面からの展望も意識する。</p>
II区	<p>城を構成する要素ではないが、コナラ、アラカシなどの里山を形成する樹種が良好に残るため、現在の植生景観を保存していく。</p> <p>①自然観察会や昆虫採集体験など里山環境を活かした生涯学習活動を創出するエリアとする。</p> <p>②適正な里山管理と史跡の保存活用の区分を明確にして、里山景観を残しつつ散策ルートを設定し、必要に応じて史跡保存や里山の景観維持のための植栽を行う。</p>
III区	<p>景観及び遺構保存の観点から針葉樹は伐採することが望ましいが、周囲は民家が隣接しており、急傾斜の崩落防止や史跡中心部との緩衝地帯として樹林を残していく。</p> <p>①遺構の保護と景観を保ち、森林を活かす場とする。</p> <p>②土砂災害警戒区域と隣接する民家の安全に配慮し緩衝地帯を残しつつ、スギ・ヒノキ林の管理と竹の駆除を適宜行い、遠く小川町四ツ山城跡や眼下の鎌倉街道上道を見渡せる眺望を確保する。</p> <p>③城内からだけでなく、城外からも城跡を認識できる整備をおこない、より多くの人に史跡を知ってもらえるような整備を目指す。</p>
IV区	<p>ガイドンス施設や駐車場等の便益施設を整備していく。</p> <p>①本エリアを史跡のスタート地点として位置づける。</p> <p>②出郭の比較的広範囲な緩斜面を広場スペースとし、玉ノ岡中学校及び同中学校周辺を便益スペースとして位置付ける。</p> <p>③ガイドンス施設を整備し、展示解説の充実を図ることで、来訪者や地域の人々が集う史跡を中心に据えた歴史と文化の拠点施設となるような整備を進める。</p>
V区	<p>寺院とその周囲の管理地（法人所有地）であり、一般への開放の対象としない。隣接する道路については、歩行者への案内表示を設置し誘導している。</p>

・防災計画

(1) 平常時の対策

①文化財に関わる情報の整理と把握

史跡に関する関係者、防災設備、施設、組織等の各情報を取りまとめ保管し、関係者が非常時においてすぐに把握できるようにしておく。

②日常的な点検や記録の実施

日常的な巡回により、過去のき損箇所と土砂災害警戒区域等の位置を中心に土砂崩落の恐れがある急傾斜地や倒木の危険がある樹木の存在等の危険箇所の抽出、確認を行う。

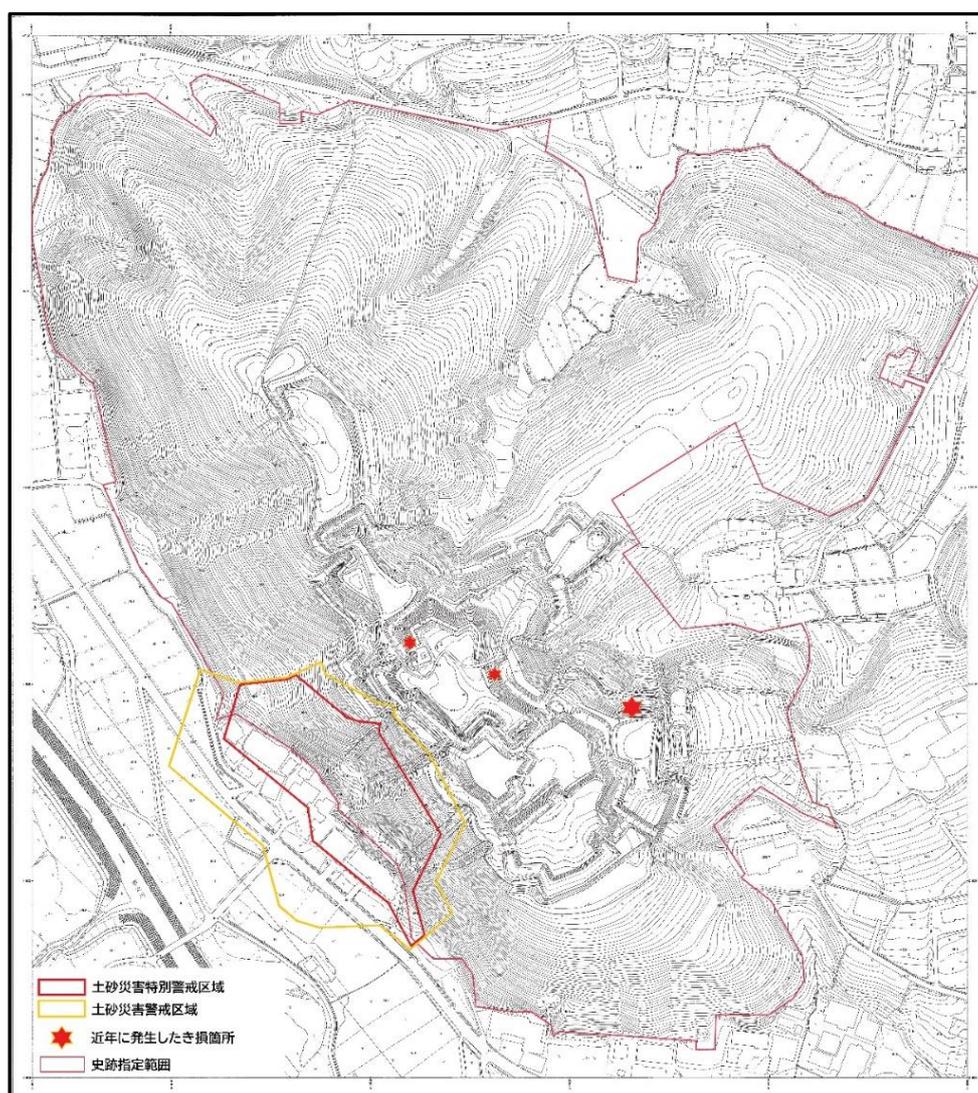


図5. 過去のき損箇所と土砂災害警戒区域等の位置

③災害の予防対策の実施

ア 台風、集中豪雨、強風、大規模地震

日常的な巡回により崩落等が予見される地点について崩落防止対策や注意喚起等を講じる。

イ 倒木

枯損木については、保護法の定めによる方針に従い対応する。

ウ 火災

地元の消防団等とも連携し、日常的な巡回により予防消防に努めると共に、火災発生時に来訪者等が迅速に避難できるような避難路の表示サインを整備する。また史跡範囲が広く、かつ消防車両が進入可能な道路が無いことから、水源の種類と位置も踏まえた火災発生時に消火活動にあたるシミュレーションを確認・点検し、防火訓練を定期的の実施する。



図 48. 地元消防団、自治会、消防本部との連携による杉山城跡駐車場での消防訓練

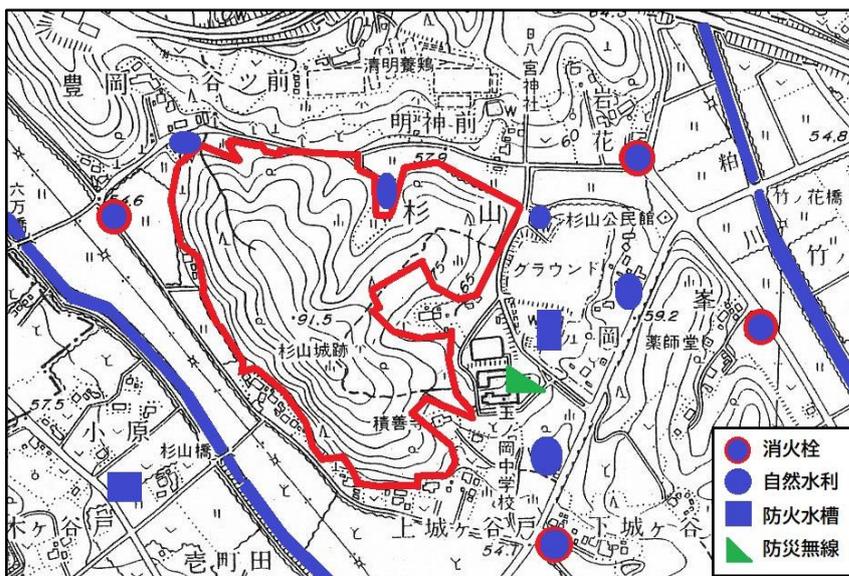


図 6. 杉山城跡周辺の
消防水利・防災
無線の位置

エ 動物被害

史跡内とその周辺で野生動物（イノシシ、キツネ、アナグマ等）による遺構や農作物への被害が複数箇所を確認されていることから、農政担当や環境担当と連携し、被害防止対策を講じることが求められる。

④危機管理体制の構築

災害発生に備え、嵐山町教育委員会生涯学習課職員は、町職員、玉ノ岡中学校、埼玉県教育委員会や小川消防署嵐山分署、嵐山消防団、杉山地区の所属する七郷防災会等の自主防災組織と連携し、危機管理体制を構築する。

⑤安全管理マニュアルの作成

適切で実効性のある防災措置を講じるため日常的な防災対策や傷病者への応急措置、避難路の確認、誘導方法などを記したマニュアルの作成を進める。

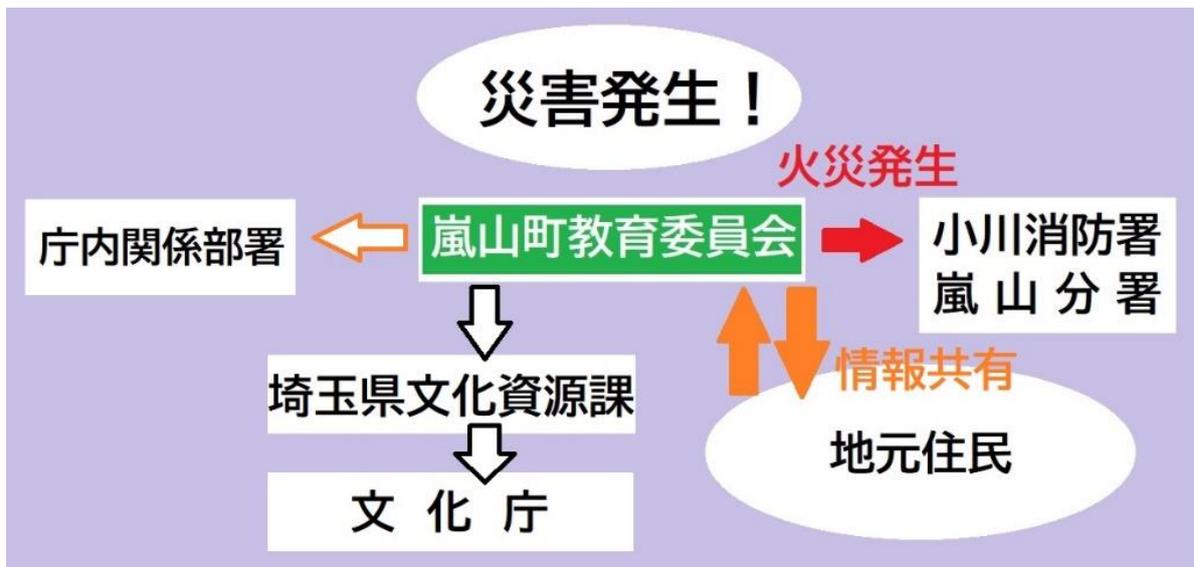


図 7. 危機管理体制の構築

(2) 災害発生時の対策

災害発生時では、以下の対応・対策を行う。

①被害状況の把握と埼玉県、文化庁への報告

災害被害によって史跡のき損が明らかになった際には、直ちに嵐山町教育委員会生涯学習課職員が被害状況を調査・把握し、埼玉県教育委員会を通じて文化庁へ報告し、き損届等の提出を進める。

②応急的な対策

史跡に被害が生じた場合は、被害発生時の現場保存と被害拡大防止に努め、あわせて危険箇所への立入禁止等を行う。

応急措置は、嵐山町教育委員会生涯学習課の判断で、ビニールシートによる被覆や必要箇所への土嚢積みを行う。なお、第3節で記したように維持の措置や非常災害のための必要な応急措置については、現状変更の許可を要しないが、埼玉県教育委員会を通じて文化庁と、復旧届の提出等、復旧に向けて対応を協議する。このとき、史跡の遺構に影響を与える根本的な復旧工事が必要と認められる場合においては、埼玉県教育委員会を通じ、文化庁からの指導を経て、現状変更申請を行い、文化庁の許可を得てから復旧を進める。

③復旧までの対応

史跡に隣接する町立玉ノ岡中学校は、体育館等施設が指定避難所に、グラウンドが指定緊急避難場所に位置づけられており、災害発生時には地域住民が利用することが想定される。このため、史跡に被害が発生した場合、安全確保の観点から史跡の復旧作業が完了するまでの間、危険箇所への立入禁止を徹底し、史跡内を封鎖する等の措置が行えるように地域の防災担当者と情報共有する。

9 調査研究の方向性

1) 発掘調査

保存に必要な基礎データ収集のための調査、構造を明らかにするための調査について、過去の調査成果の整理、発掘調査計画の作成を行う。また発掘調査の実施に向けた職員体制の整備、国庫補助事業等を活用した予算確保を行う。

2) 文献調査

杉山城跡に関する網羅的な資料収集の継続、比企城館跡群に所在する城館跡に関する網羅的な資料収集について、資料の整理・データベースの作成、関連地域も含めた資料調査・収集、4城会議の枠組みを主体とした関連資料の調査・収集と情報共有を行う。

3) 関連文化財調査

杉山城跡周辺の文化財に関する網羅的な資料収集、県内の中世遺跡・文化財に関する網羅的な資料収集について、周辺地域における文化財調査の実施、資料の整理・データベースの作成、4城会議の枠組みを主体とした既存の中世関連調査・収集を行う。

10 活用の方向性

杉山城跡は平成20年度に史跡に指定されて以降、知名度が向上し訪れる人が増加する一方で、活用に関する方策は限定的であり、せっかくの機会を活かしきれておらず、活用に関する課題が多いのが現状である。

活用の方向性として「史跡を体感し、学べる場としての保存・活用」が基本となることから、史跡の価値を損なうことなく、かつ杉山城跡の本質的価値をわかりやすく伝え、将来に渡り継承していく活動につながるような活用が大切であると考えます。また、比企城館跡群の4城としての連携を重視し、来訪者が十分満足できるような情報の発信をしていくことで地域全体として史跡の重要性が再認識され、より広い分野への活用が進むことが期待できる。このため、以下の方向性をもとに事業を継続的に実施していく。

- ①史跡の本質的価値を後世に正しく継承していくため、最新の情報に基づいた史跡の公開・企画・イベント等を実施する。特に、次世代を担う児童・生徒に向けた学校教育現場との連携について強化していく。
- ②様々な媒体を活用した史跡の積極的な情報発信に努める。
- ③比企城館跡群の4城を核とした周辺文化財も含めた包括的な活用策を検討する。
- ④自然環境を活かした憩いの場としての活用を図る。
- ⑤史跡を通じたまちづくりへの貢献のための活用を図る。

11 整備の方向性

杉山城跡については完成度の高いプランがほぼ完全なかたちで現存している点を踏まえ、動線計画を定めた上で遺構の現状保存を原則とした整備が基本となる。さらに、広大な指定地であることから、I区からIV区までの4区画にエリアを区分し、利用形態に応じた整備を進めて行くこととする。

- ・遺構は現状保存を原則とし、修復が必要な遺構については、調査成果に基づく整備を行う。

- ・復元による展示については、屋外であることから必要最低限の整備とし、必要に応じてパーチャリタリティー等デジタル技術の活用を図る。
- ・解説サイン、見学路整備、駐車場やトイレ等便益施設について、周辺施設の再編を踏まえた既存施設の活用と整備を計画的に実施する。
- ・景観整備については、自然環境の保全、土砂災害警戒区域への配慮を基本として、来訪者が史跡を体感できるよう遺構の観察に重点を置いた整備を行う。
- ・史跡の本質的価値に関わらない構造物の移転等について引き続き検討する。

各区域の整備計画の効果を高めるため、史跡内とその周辺の動線計画を設定する。見学ルートは、城の設計の意図を示すことで、来訪者の杉山城に対する理解や追体験の一助とする。史跡が持つ本質的価値の真実性と正しい理解を促すため、新たに発掘調査が必要となる区域については成果が得られるまでの暫定的な見学ルートとして定めることとする。また、現在は仮の見学ルートとしている動線は、史跡の遺構保存及び来訪者の安全確保上好ましくない箇所が含まれていることから、それらに最大限配慮した見学ルートの設定を行い、やむを得ずルートに含める場合には保護措置、安全対策の徹底を図るものとする。

図 8. 北側駐車場からⅠ区へのアクセスルート
（広域動線計画図）

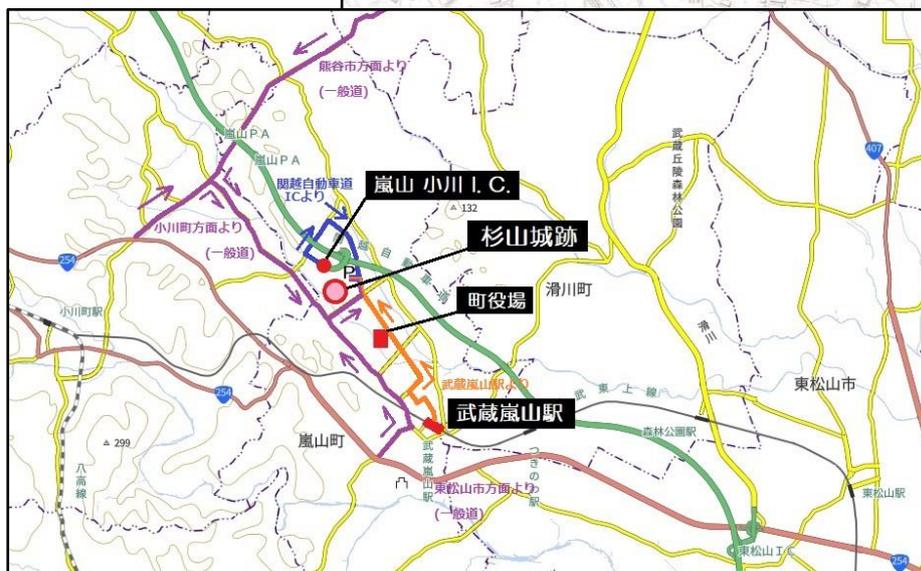
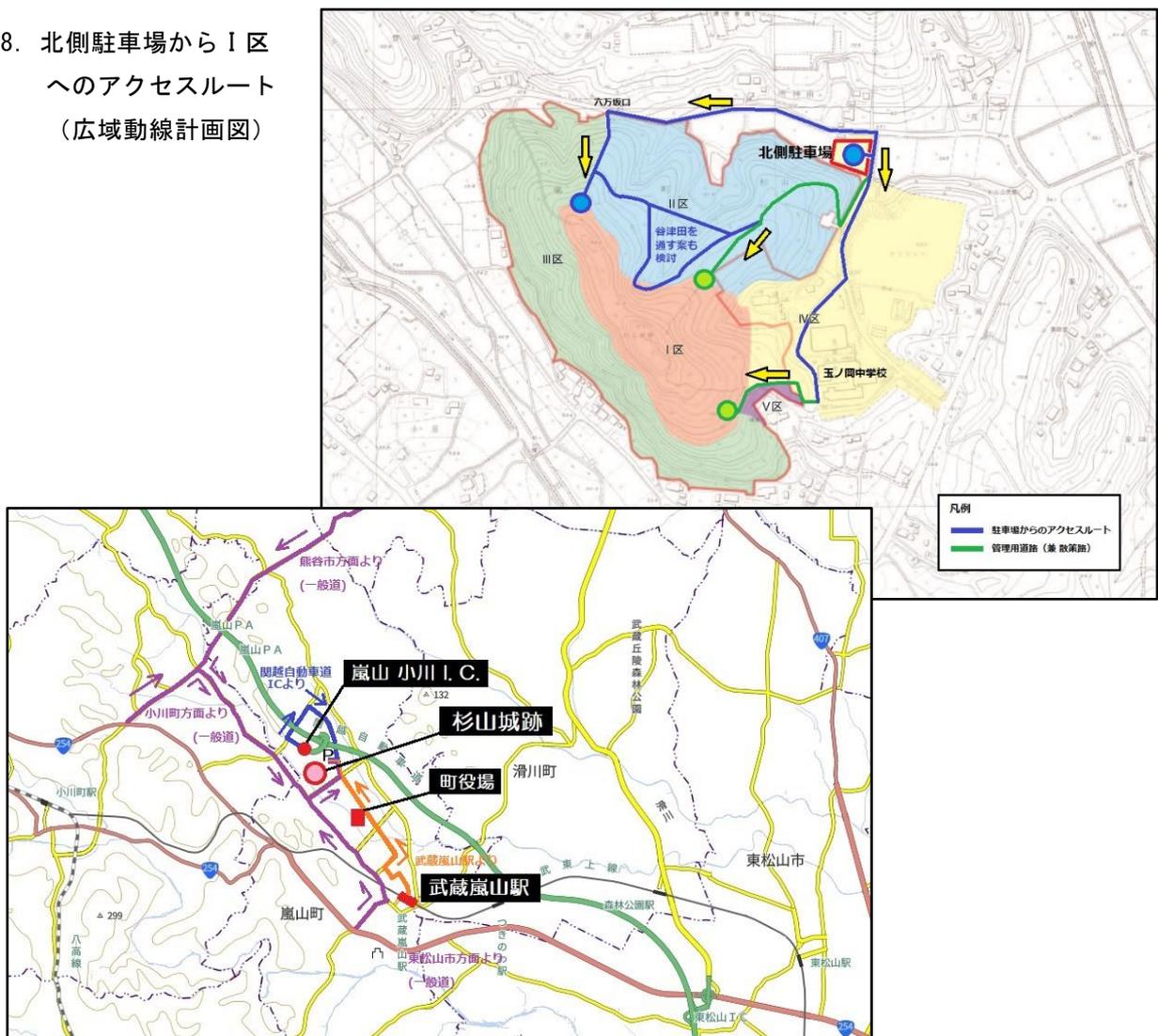


図 9. 周辺地域から杉山城跡へのアクセスルート（広域動線計画図）

12 運営と体制整備の方向性

杉山城跡は、地域住民により大切に保存されてきた史跡であり、日頃の除草等の維持管理についても、地元の杉山城跡保存会等のボランティアの協力がなければ現在の状態を保つことは困難であり、地域の協力がたいへん重要である。また、史跡の案内についても嵐山町観光ボランティアガイドのボランティアが主体的に担っている。こうしたことを踏まえて運営・体制を整備していく必要がある。その方向性は以下の通りとする。

- ①常に最新のデータを持って史跡の活用を進めるため、調査研究と専門委員会による委員会開催を継続して実施する。
- ②保存、活用及び整備事業を効果的に実施するため、嵐山町教育委員会及び関係部署との情報共有を図る。
- ③運営に町民や各種団体の参画が引き続き得られるように、官民一体となって協働できる体制を構築する。
- ④杉山城跡を訪れる人々の利便性・安全性を高め、史跡の価値を体感できる施設管理を行うための体制を構築する。

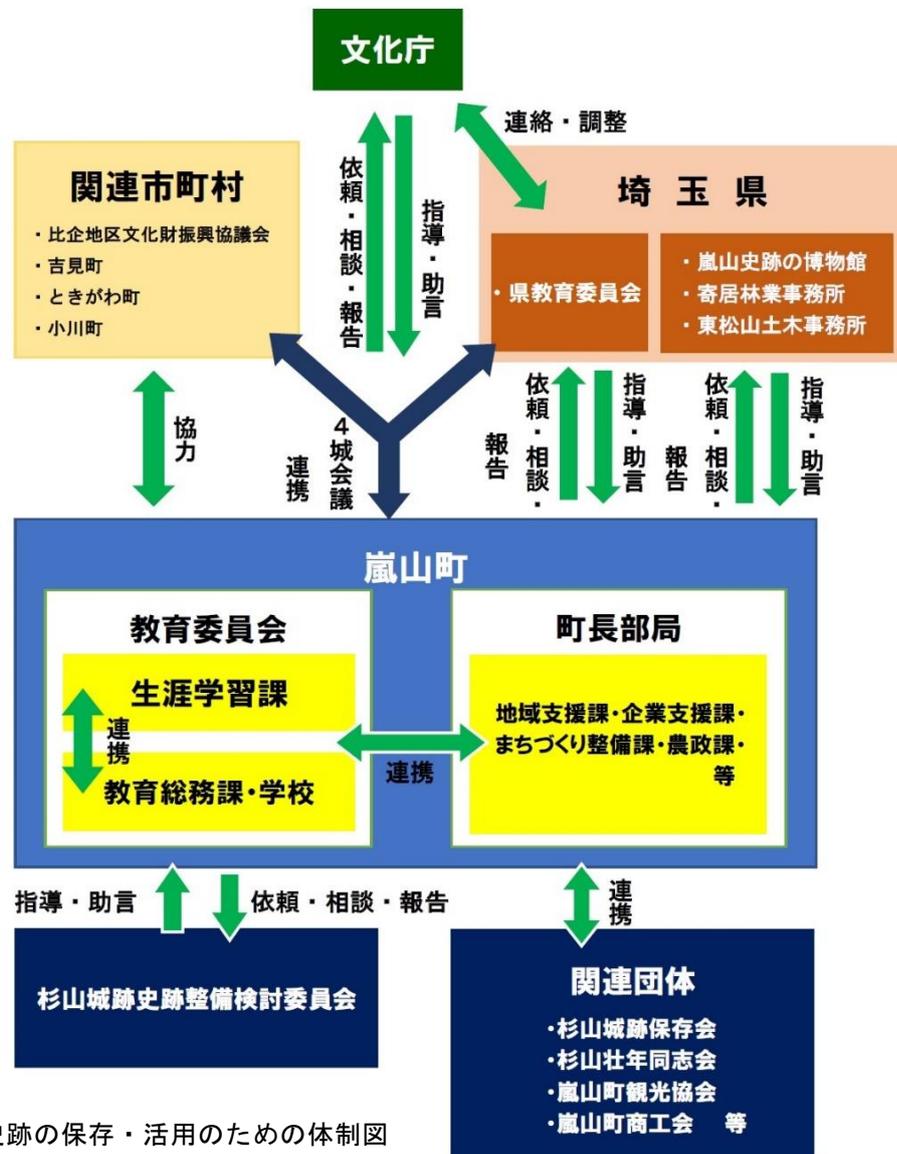


図 10. 史跡の保存・活用のための体制図

